

知的障害児の知的障害者施設への 受入れ協力のお願について

令和8年3月23日

令和7年度障害福祉サービス事業所管理者及び障害児（者）施設長会議

埼玉県児童相談所

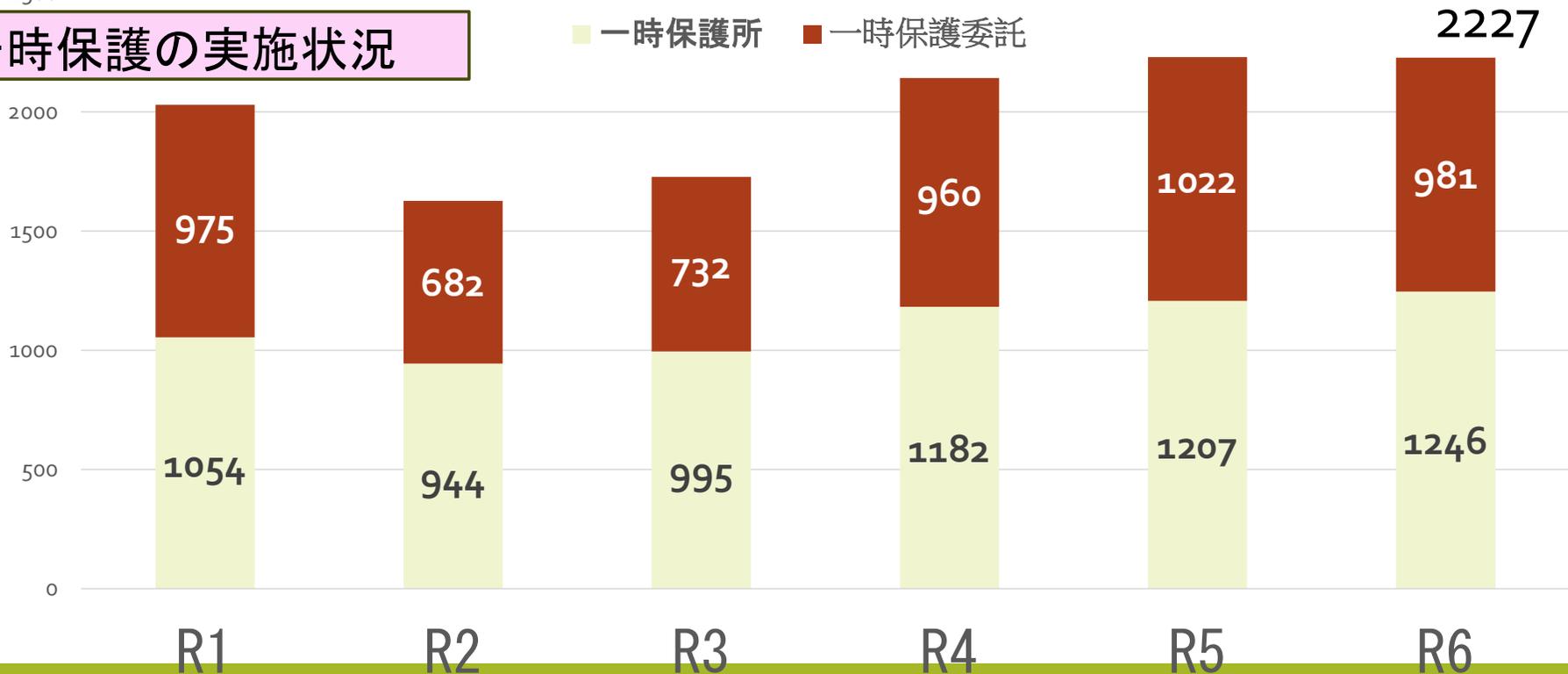
児童相談所 一時保護の状況

- 児童相談所は、児童虐待、養育者不在、親子不調などの相談や通告を受け、子どもの命、安全を守るため、一時的にその養育環境から離す「一時保護」を行うことがあります。
- 「埼玉県」は8つの児童相談所を運営し、うち6つの児相に一時保護所があります。
- 一時保護は児相の一時保護所のほか、児童福祉施設、医療機関、里親などに「一時保護委託」という形でお願いすることもあります。

2500

一時保護の実施状況

■ 一時保護所 ■ 一時保護委託



一時保護所の入所状況

○児童相談所の一時保護所は中央、所沢、越谷、南、熊谷、朝霞の6児相にあり、定員は各30名。

(1) 過去5年間の入所率の推移(全保護所分)

	R2	R3	R4	R5	R6
一日平均児童数	116.9	117.6	124.7	145.8	162.7
定員	120	120	120	150	150
入所率	97.4%	98.0%	103.9%	97.2%	108.5%

R5熊谷保護所・開所

(2) 一時保護所の一日常平均児童数(令和7年4月～令和8年2月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
一日平均児童数	150.3	156.5	176.3	187.7	194.4	197.8	210.5	201.0	208.3	201.8	208.9
定員	150	150	180	180	180	180	180	180	180	180	180
入所率	100.2%	104.3%	97.9%	104.3%	108.0%	109.9%	116.9%	111.7%	115.7%	112.1%	116.1%

R7.6朝霞保護所・開所

一時保護児童の施設入所待機状況

R7.11.1現在

●R7年11月1日時点の一時保護児童数

一時保護所	198人
一時保護委託	154人
合計	352人…A

●施設入所待機状況

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	知的障害児施設	その他	計
2年以上	1	1		2		4
1年以上 2年未満	4	1	3	3		11
半年以上 1年未満	21	4	5	4	1	35
要措置変更	19			3	1	23
小計	45	6	8	12	2	73…C
2か月以上 半年未満	45	13	1	3	3	65
2か月未満	9	2	1	1	2	15
在宅(入院含む)		1		2	2	5
小計	54	16	2	6	7	85…B
合計	99	22	10	18	9	158…B

●待機児童の割合 $B/A \times 100 = 44.9\%$ (6か月越え $C/A \times 100 = 20.7\%$)

R7年度 一時保護児童の施設措置状況

R7.11.1現在

●R7施設措置状況(速報値)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	計
計	58	23	11	92

【県内施設数(さいたま市含む)】
 児童養護施設 22
 児童自立支援施設 2
 児童心理治療施設 2
 障害児入所施設
 (知的5, 重心7, 肢体1)

●施設入所人数(R7.11.1時点)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	知的障害児施設	計
県内施設	1,012	45	36	93	1,186
県外施設	3	4	27	33	67
計	1,015	49	63	126	1,253

※ 児童自立施設は国立施設を除く

※※ さいたま市内施設(さいたま市所管)は県内としてカウント

【参考:R5.11.1時点の県外施設入所児童】

県外施設	3	3	15	28	49
------	---	---	----	----	----

知的障害児受け入れのお願い

こどもを受け入れると、基準に沿って子どもの生活費などが支払われます。

一時保護委託

一般生活費 (食費・光熱水費等込み)	乳児以外(1歳以上): 初日から5日目	4,590円(日額)
	6日目から31日目	1,270円(日額)
	31日以降	1,820円(日額)
一時保護委託手当 (事務費が算定されない施設のみ)	日額4,630円	(入所日数から1日差し引く)
その他	冷暖房費(28円/日)、教育費、医療費など	

施設入所

- ・ 15歳以上の障害児であれば、児童の援護市町村と調整して、障害福祉サービスによる施設入所とすることができます。
- ・ 入所生活費として、障害者(成人)と同額の公費が支払われます。

里親について

養育里親

- ・保護者が家庭で養育することができない・不
適当と認められるこ
ども(要保護児童)を、預
かって養育する里親。
- ・委託期間はさまざま、
数週間の短期委託、数
年、十数年と、こどもの
状況やニーズに応じて
異なる。
- ・長期間委託が続くなど
して、手続きを経て普通
養子・特別養子となる
親子もいる。

専門里親

- ・虐待によって心身に強
い影響を受けたこども、
非行のあるこども、身体
障害や知的障害、精神
障害のあるこどもを養
育するため、専門的知
識を身につけた養育里
親。
- ・委託できる人数、委託
期間は限られている。
- ・必要に応じて、委託期
間の延長が認められる。

養子縁組里親

- ・将来にわたって親
が養育できない
こどもを、養子縁組前
提で養育する里親。
- ・委託期間は養子縁
組が成立するまで。

親族里親

- ・こどもの親が死亡、行
方不明、拘禁、入院や疾
患などで養育できない
場合に、そのこどもの
扶養義務者である親族
(祖父母・きょうだい等)
が育てる里親。

家庭養護のもう一つの形

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)
養育者の家庭の中で、5～6人のお子さんをお預か
りし養育します。

里親になるための要件～研修など

養育里親

養育里親研修を修了していること

専門里親

- ①専門里親研修を修了
- ②次の要件のいずれかに該当
 - ア.養育里親として3年以上の養育の経験
 - イ.3年以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事が適当と認めたもの
 - ウ.知事が、ア,イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたもの
- ③委託児童の養育に専念できること

養子縁組里親

養子縁組里親研修
(*埼玉県では養育里親研修)を
修了していること

親族里親

要保護児童の扶養義務者及び配偶者であること

・要保護児童の両親等が死亡・行方不明・入院などにより養育が期待できない要保護児童の養育を希望するものであること

・研修は不要

こどもを養育する際に必要な生活費

こどもの委託を受けると、国の基準に沿ってこどもの生活費や教育費が支払われます。
さらに、養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

委託児童一人あたりの月額(金額は令和7年7月25日改訂単価)

一般生活費 (食費・被服費等)	乳児（1歳未満）	65,910円（月額）
	乳児以外（1歳以上）	57,080円（月額）
その他	幼稚園費・教育費・部活動費・学習塾費・入進学支度金・ 大学進学等支度費・就職支度費・医療費・通院費など	
里親手当	養育里親	90,000円（二人目以降：90,000円）（月額）
	専門里親	141,000円（二人目以降：141,000円）（月額）